

姫路市保育士等住居借上げ支援事業 Q & A

■どのような場合、助成が受けられるか？

姫路市内の私立保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）の設置者が借り上げた住居に、雇用する保育士・保育教諭等（以下「保育士等」という。）を入居させた場合、借りに係る経費について一部助成します。

■どのような住居が対象か？

設置者が雇用する保育士等のために借り上げた、姫路市内に所在する住居です。

Q 1. 設置者が所有している住居でもよいのか

A. 借り上げる費用についての助成ですので、対象になりません。

Q 2. 設置者の親族が所有している住居を借り上げる場合は対象になるか

A. 補助の対象者である設置者、設置者の利害関係者、役員、職員の所有する住居は対象になりません。

Q 3. 入居する保育士等や同居人が賃貸借契約を交わしている場合は対象になるか

A. 設置者が借り上げる住居が対象になるので、対象となりません。

Q 4. 借り上げていれば対象になるか

A. 借り上げている住居に対象の保育士等を入居させていることが条件です。

Q 5. なぜ、平成 25 年 3 月 31 日以前に借り上げた住居は対象にならないのか

A. この制度は国の補助制度に沿って行う事業であるので、国の規定の範囲内で市の制度を制定しています。補助対象の住居についての規定で「平成 24 年度以前に借り上げた宿舎を除く」とあるためです。

■対象となる保育士の条件は？

設置者が雇用する保育士等で、平成 31 年 1 月 1 日以降に新たに採用され、採用から 5 年を超えない方が対象です。

Q 6. 正規職員でなくてもよいのか

A. 労働時間が「1 日につき 6 時間以上かつ 1 月につき 20 日以上」の雇用契約であれば、非正規職員でも対象となります。（おおむね上記と相当と確認できる場合も認めることがあります。）

Q 7. 保育士でなくても保育施設で働いていればよいのか

A. 保育士等（保育士または保育教諭等）として採用され、保育に専従している保育士が対象になります。

（資格を有していても、事務職員やその他補助職員の場合は対象となりません。）

Q 8. 無資格だった補助職員が保育士資格を取得し、保育士として保育に携わるようになった場合は対象になるか

A. 雇用契約において、保育士として保育に専従することが締結されてからが対象となります。

Q 9. 産前産後休業中の職員は対象になるか

A. 対象となります。

Q10. 育児休業中の職員は対象になるか

A. 勤務先に籍がある間の育児休業期間中は産前産後休業中の職員と同様の扱いで対象となりますが（ただし、対象期間は設置者に採用されてから起算して5年を超えない場合に限りです。）、籍がなくなった時点からはこの限りではありません。

Q11. 休職期間中の職員は対象になるか

A. 育児休業中の職員と同様の扱いで、勤務先に籍がある場合は対象となり（ただし、対象期間は設置者に採用されてから起算して5年を超えない場合に限りです。）、籍がなくなった時点で対象から外れます。

Q12. 現在、市内の親元に住んでいて、1人暮らしをしたいと言う保育士がいるが、その保育士を入居させる住居も対象となるか

A. 保育施設に就職するため市外から借り上げ住居に入居する場合や、市内に住んでいるが通勤時間や距離が相当かかり、その負担を軽減するため保育施設の近くの借り上げ住居に引っ越す場合が対象となります。

Q13. 保育士養成施設に在学するため、在学中に市外から既に転入している職員は対象になるのか

A. 保育士養成施設に在学するため市外から転入した者が、当該養成施設を卒業後1年以内に、市内の私立保育所等に保育士・保育教諭として採用され、かつ、勤務先の設置者が借り上げる住居に転居している場合は、勤務のために市外から対象住居に転入した場合と同様とみなし、対象となります。

「専ら在学のための転入」とは、原則「在学期間中の転入」を指し、その旨を確認するため、保育士養成施設が発行する在学期間を証明する書類（例「在学期間証明書」等）の添付をお願いしています。添付された上記の書類と住民登録の内容により、「専ら在学のための転入」であることを確認します。

Q14. 入居している保育士や同居人に住宅手当が支給されている場合は対象になるか

A. 対象になりません。保育士が受けておらず、同居人が受けている場合も同様です。

Q15. 現在、補助金の申請の対象になっている保育士が、同一の施設設置者が市外に設置した保育施設に配置換えになった場合は対象になるか

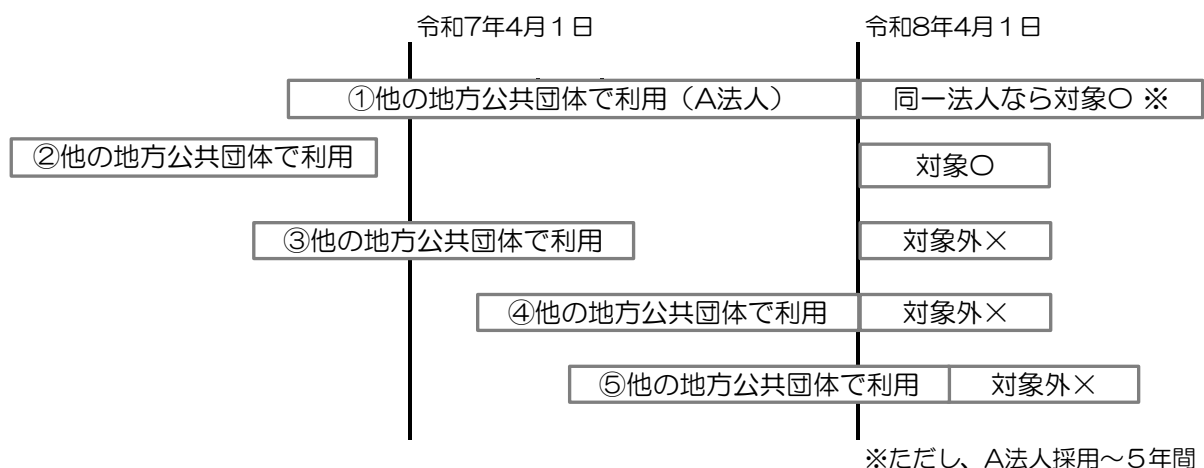
A. 市内の保育施設で保育に専従していることが条件ですので、配置換えになった時点で対象から外れます。

Q16. 事情があって、入居する保育士が住民登録を異動させていないが対象になるか

A. 原則、住民登録は必要ですが、DVやストーカー被害など特段の事情により住民登録を異動させることができない場合、事前に幼保連携政策課へご相談ください。

Q17. 他の地方公共団体で利用していた場合は対象になるか

A. 対象になりません。他の地方公共団体での利用を含め、1人1回まで（最長5年間）です。但し、利用していた期間によっては対象となる場合がありますので、事前に幼保連携政策課へご相談ください。



■補助の対象経費は？

設置者が借り上げた住居に、雇用する保育士を入居させた場合に係る一戸当たりの対象経費の一部を補助します。

Q18. 賃貸借契約に係る支払った経費が全て対象になるか

A. 賃借料、共益費、管理費、賃貸借契約時の礼金、更新料が対象経費です。

礼金、更新料については、契約及び更新の期間の月数で割った金額を、発生した時期以降の月額に加えます。

***対象外のもの**

敷金、駐車場（駐輪場）代、自治会費、光熱水費、保証料、火災保険料、リフォーム代、ハウスクリーニング代、鍵交換代、仲介手数料、更新事務手数料 ほか

Q19. 入居者が家賃を負担している場合はどうなるのか

A. 上記の対象経費から入居者負担額を除いて算定します。

Q20. 補助金の計算方法は

A. 対象経費の4分の3の割合で助成します。(国と市併せて3/4の補助金)

1か月当たりの補助金： $\frac{\text{【対象経費（賃借料、共益費など）} - \text{入居者負担額】} \times 3}{4}$

* 補助金の上限月額 は 61,000 円 (対象経費上限月額 82,000 円 $\times 3/4 \cdot 1,000$ 円未満切り捨て)

* 入居日数が1か月満たない場合は日割り計算

【イメージ】

- ・ 契約期間 令和8年4月16日(入居日)～令和10年4月15日
- ・ 賃借料 60,000円 ・ 共益費 10,000円 ・ 契約時の礼金 120,000円
- ・ 入居者負担額 10,000円(令和8年4月は負担なし)

令和8年度	4月	5月	6月	...	3月	補助金額
a 賃借料	30,000	60,000	60,000	...	60,000	
b 共益費	5,000	10,000	10,000	...	10,000	
c 礼金 ⁽¹⁾	5,000	5,000	5,000	...	5,000	
d 入居者負担額	0	10,000	10,000	...	10,000	
e [a+b+c-d]	40,000	65,000	65,000	...	65,000	
f 上限額	⁽²⁾ 41,000	82,000	82,000	...	82,000	
g [eとf少ない額]	40,000	65,000	65,000	...	65,000	
g $\times 3/4$ (1,000円未満切り捨て)	30,000	48,000 48,750	48,000 48,750		48,000 48,750	558,000

(1) 礼金 … 契約期間が24か月なので、120,000円 $\div$ 24月=5,000円/月

(2) 入居日が1か月満たない … 入居日15日なので、82,000円 $\times 15/30=41,000$ 円

Q21. どのくらいの期間もらえるのか。

A. 保育施設の設置者に採用されてから5年以内で、条件に合致する期間です。

Q22. 次年度以降の事業継続の見通しはあるのか。

A. 本事業は国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小・中止または廃止になった場合は、本事業も縮小・中止または廃止となる場合があります。

【事 例】

<例1>

- ・ 保育士として採用⇒ 令和9年2月1日

- ・住宅の賃貸借契約⇒ 令和 9 年 2 月 1 日（設置者が契約した日）
- ・住居への入居 ⇒ 令和 9 年 2 月 1 日（転入または市内遠隔地からの転居）
- ・申請書の提出 ⇒ 令和 9 年 2 月中

但し、3 月 1 日以降に申請された場合、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。
次年度（令和 9 年度）以降も年度当初（6 月末×予定）に申請が必要です。次年度以降用の申請書を
7 月以降に提出された場合も、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。

	令和 8 年度 2027.2.1～	令和 9 年度	～	令和 13 年度 ～2032.1.31
勤務				
賃貸借契約				
居住				
補助対象期間		○支給対象期間		
		採用から 5 年		
				×対象外

<例 2>

- ・保育士として採用⇒ 令和 8 年 4 月 1 日
- ・住宅の賃貸借契約⇒ 令和 8 年 3 月 1 日（設置者が契約した日）
- ・住居への入居 ⇒ 令和 8 年 3 月 15 日（転入または市内遠隔地からの転居）
- ・申請書の提出 ⇒ 令和 8 年 6 月中

但し、7 月 1 日以降に申請された場合、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。
次年度（令和 9 年度）以降も年度当初（6 月末×予定）に申請が必要です。次年度以降用の申請書を
7 月以降に提出された場合も、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。

	令和 7 年度 2026.3.1 3.15	令和 8 年度 2026.4.1～	～	令和 12 年度 ～2031.3.31
勤務				
賃貸借契約				
居住				
補助対象期間	×対象外	○支給対象期間		
		採用から 5 年		

<例 3>

- ・保育士として採用⇒ 令和 8 年 4 月 1 日
- ・住宅の賃貸借契約⇒ 令和 8 年 6 月 1 日（設置者が契約した日）
- ・住居への入居 ⇒ 令和 8 年 6 月 1 日（転入または市内遠隔地からの転居）

- 申請書の提出 ⇒ 令和8年6月中

但し、7月1日以降に申請された場合、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。

次年度（令和9年度）以降も年度当初（6月末×予定）に申請が必要です。次年度以降用の申請書を7月以降に提出された場合も、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。

	令和8年度 2026.6.1～	～	令和12年度 ～2031.5.31
勤務			
賃貸借契約			
居住			
補助対象期間	×対象外	○支給対象期間 	

<例4>

- 保育士として採用⇒ 令和8年10月1日、（事務員として）令和8年4月1日
- 住宅の賃貸借契約⇒ 令和8年4月1日（設置者が契約した日）
- 住居への入居 ⇒ 令和8年4月1日（転入または市内遠隔地からの転居）
- 申請書の提出 ⇒ 令和8年10月中

但し、11月1日以降に申請された場合、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。

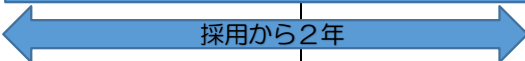
次年度（令和9年度）以降も年度当初（6月末×予定）に申請が必要です。次年度以降用の申請書を7月以降に提出された場合も、補助対象期間の開始日は申請書提出月の初日になります。

	令和8年度 2026.10.1	～	令和13年度 ～2031.9.30
勤務			
賃貸借契約			
居住			
補助対象期間	×対象外	○支給対象期間 	

<例5>

- 保育士として採用⇒ 令和8年4月1日 ・退職⇒令和10年3月31日
- 住宅の賃貸借契約⇒ 令和8年4月1日（設置者が契約した日）
- 住居への入居 ⇒ 令和8年4月1日（転入または市内遠隔地からの転居）

	令和8年度 2026.4.1	令和9年度 2028.3.31	令和10年度
勤務			

賃貸借契約			
居住			
補助対象期間	○支給対象期間		×対象外
			

■補助金の申請手続き

補助金の支給を受けようとする場合は、該当する年度ごとに市への申請が必要です。

【必要書類】

▶決まった様式があるもの

- ① 保育士等住居借り上げ支援事業補助金申請書

★ 初年度申請用（様式第1号）と次年度以降申請用（様式第7号）があります。

- ② 保育士等住居借り上げ支援事業計画書（様式第2号）

- ③ 補助対象保育士負担額等確認書（様式第3号）

- ④ 雇用証明書（様式第4号）

- ⑤ 経歴書（様式第5号）

- ⑥ 個人情報の第三者提供に関する同意書（様式第6号）

- ⑦ 保育士養成施設の入所（在学）期間を証する書類 例）在学期間証明書

（当該施設に在学するために市外から既に転入している者が、卒業後1年以内に採用され、かつ、転居した場合は必要）

▶コピーの提出が必要なもの

- ⑧ 設置者が締結した不動産賃貸借契約書（貸主・借主・入居者の記載があるもの）

- ⑨ 保育士証または幼稚園教諭免許状

- ⑩（同居人がいる場合のみ）同居人の直近の給与明細書等

※住居手当が支給されていないことが確認できる書類を提出してください。

など

Q23. 申請書類の提出の時期はいつか。

- A. 初年度は、要件に該当した日の月末までに必要書類を提出してください。

（要件に該当した日が4月1日～6月30日の場合は、6月末日までに提出してください。）

次年度以降については、申請は年度ごとに必要です。各年度6月末日までに提出してください。

Q24. 提出期日を過ぎて申請書類を提出した場合、どうなるか

- A. 申請書を提出した日の属する月の初日から補助対象期間は開始します。

Q25. 入居者に家賃など負担してもらってないが、③の書類は提出するのか

- A. 負担以外についての確認事項もあるので、必ず提出してください。

Q26. ⑥はどんな書類か

A. 申請時と実績報告時に対象の保育士の住民登録の確認が必要です。市がこの事業に必要な対象保育士の住民登録情報を得るために必要な書類です。

市に住民登録情報を確認することをご承諾いただくことで、保育士に個別に住民票をご準備いただくことの手間を省くことができます。(確認事項は、転居日、住所です。)

この書類をご提出いただけない場合は、申請時と実績報告時に住民票の写しをご提出いただく必要があります。

Q27. 年度ごとの申請だが、次年度以降も変更がなくても全て提出しないといけないか

A. ①(次年度以降申請用)と②、④、⑥は必須です。

③、⑧、⑨は内容に変更があれば提出してください。

Q28. 年度末までの途中に変更や中止などがあった場合はどうするのか

A. 判り次第、幼保連携政策課までご連絡ください。手続きをご案内いたします。

■実績報告

補助金の請求をするには市に実績報告をし、補助金の額を確定させなければなりません。

【必要書類】

- ▷ ①保育士等住居借り上げ支援事業実績報告書(様式第11号)
- ②保育士等借り上げ事業実績報告内訳書(様式第12号)
- ③補助対象保育士の給与明細書または給与台帳の写し
- ④(同居人がいる場合のみ)同居人の給与明細書または給与台帳の写し
- ⑤補助対象経費の領収書または払込明細書の写し など

Q29. ③④⑤はどの期間のものが必要か。

A. 対象期間全てのものがが必要です。年度ごとの実績報告ですので、その年度分を提出してください。

Q30. なぜ③④が必要なのか。

A. 対象保育士・同居人に住宅手当が支給されていないか確認するためです。

Q31. ⑤の領収書の金額には駐車場代など対象外の実費も含まれているが、それでもよいのか。

A. 内訳が分かる資料を添付してください。

■その他

Q32. この補助金は、設置者の会計としてどのような扱いになるのか。

A. 保育所・認定こども園の事業会計に、「補助金事業収入」として計上してください。なお、会計処理については税理士等にご相談ください。

Q33. 「住宅を借り上げて、保育士に貸す」という行為は現物給付にあたると思われるが、本来は、本人が家賃を支出しなければならないところについて、所得税の関係はどうなるのか。

A. 国税庁のホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）」の「No.2597 使用人に社宅や寮などを貸したとき」をご参照いただくか、最寄りの税務署（姫路税務署 079-282-1135）にお問い合わせください。